

(五八三)

三 治 有 案 三 卷 四 日 六

國の利害に關係のある訴訟について、最高法務總裁の権限等に関する法律案

第一條 國を當事者又は參加人とする訴訟については、最高法務總裁が、國を代表する。

第二條 最高法務總裁は、所部の職員でその指定するものに前條の訴訟を行わせることができる。

最高法務總裁は、行政廳の所管し、又は監督する事務に係る前條の訴訟について、必要があると認めるときは、当該行政廳の意見を聯いた上、当該行政廳の職員で最高法務總裁の指定するものにその訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、最高法務總裁の指揮を受けるものとする。

第三條 前條の規定は、最高法務總裁が弁護士を訴訟代理人に選任し、第一條の訴訟を行わせることを妨げない。

第四條 最高法務總裁は、國の利害又は公共の福祉に重大な關係のある訴訟において、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、自ら意見を述べ、又はその指定する所部の職員に意見を述べさせることができる。

第五條 行政廳は、所部の職員でその指定するものに行政廳を當事者又は參加人とする訴訟を行わせることができる。

前項の規定は、行政廳が弁護士を訴訟代理人に選任し、同項の訴訟を行わせることを妨げない。

第六條 前條一項の訴訟については、行政廳は、最高法務總裁の指揮を受けるものとする。

最高法務總裁は、前條第一項の訴訟について、必要があると認めるときは、所部の職員でその指定するものにその訴訟を行わせ、又は同項若しくは同條第二項の規定により行政廳の指定し、若しくは選任した者を解任することができる。

公正取引委員會の審決に係る訴訟については、前二項の規定を適用しない。

第七條 第二條、第五條第一項又は前條第二項の規定により最高法務總裁又は行政廳の指定した者は、当該訴訟について、代理人の選任以外の一切の裁判上の行為をする権限を有する。

第八條 調停事件その他非訟事件については、第一條乃至前條の規定を準用する。

附則
この法律は、最高法務廳設置法施行の日から、これを施行する。

行政廳の職員でこの法律施行の際現に係属している第一條又は第八條の事件について國を代表しているものは、その事件については、これを第二條第二項（第八條において準用する場合を含む。）の規定により最高法務總裁の指定した者とみなす。

郵便貯金法の一部を次のように改正する。

第五條 削除

十一月二十七日日本委員會に左の事件を付託された。

一、中央出先機關の廃止に関する請願（第五百五十七号）

（請第五百五十七号）昭和二十二年十一月十二日受理

中央出先機關廢止に関する請願
請願者 岩手縣議會議長 村上順平

紹介議員 千田 正君

最近各省が府縣に直轄の出先機關を設置しているが、これは地方自治の綜合性を害し、行政命令系統を混亂させ地方の実情に即しない机上計画的行政に墮することになる。政府は宜しく民主主義の大道に立脚して、出先機關を廢止し、その権限を府縣に移譲し、健全なる地方自治の發達と民意の高揚を期せられたいとの請願。

参議院事務局

印刷者 印刷局

昭和二十三年四月十九日印刷

昭和二十三年四月二十日發行

第十八部